

## 流山市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則

平成 6 年 1 0 月 1 日

規則第 2 6 号

改正 平成 1 0 年 3 月 3 0 日規則第 4 号

( 趣旨 )

第 1 条 行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号。以下「法」という。）、千葉県行政手続条例（平成 7 年千葉県条例第 4 8 号。以下「県条例」という。）及び流山市行政手続条例（平成 9 年流山市条例第 2 3 号。以下「市条例」という。）に基づき市長及び市長の権限に属する事務を委任された者（以下「市の機関」という。）が行う聴聞及び弁明の機会の付与については、法令に特別な定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

( 聴聞の通知 )

第 2 条 法第 1 5 条第 1 項、県条例第 1 5 条第 1 項又は市条例第 1 5 条第 1 項の規定による通知は、聴聞通知書（別記第 1 号様式）により行うものとする。

2 法第 1 5 条第 3 項、県条例第 1 5 条第 3 項又は市条例第 1 5 条第 3 項の規定により掲示場に掲示する場合においては、聴聞公示通知書（別記第 2 号様式）を掲示して行うものとする。

( 聴聞の期日及び場所の変更 )

第 3 条 法第 1 5 条第 1 項、県条例第 1 5 条第 1 項又は市条例第 1 5 条第 1 項の通知を受けた者（第 1 5 条第 3 項後段、県条例第 1 5 条第 3 項後段又は市条例第 1 5 条第 3 項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、やむを得ない理由がある場合には、市の機関に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2 市の機関は、前項の申出により、又は職権により、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

3 市の機関は、前項の規定により聴聞の期日又は場所を変更したときは、速やかに、聴聞期日（場所）変更通知書（別記第 3 号様式）により当事者及び参加人（その時まで法第 1 7 条第 1 項、県条例第 1 7 条第 1 項又は市条例第 1 7 条第 1 項の求めを受諾し、又はこれらの許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

( 代理人 )

第 4 条 法第 1 6 条第 3 項 ( 法第 1 7 条第 3 項及び第 3 1 条において準用する場合を含む。 )、県条例第 1 6 条第 3 項 ( 県条例第 1 7 条第 3 項及び第 2 9 条において準用する場合を含む。 ) 又は市条例第 1 6 条第 3 項 ( 市条例第 1 7 条第 3 項及び第 2 9 条において準用する場合を含む。 ) の規定による証明は、委任状 ( 別記第 4 号様式 ) を市の機関に提出して行うものとする。

2 法第 1 6 条第 4 項 ( 法第 1 7 条第 3 項及び第 3 1 条において準用する場合を含む。 )、県条例第 1 6 条第 4 項 ( 県条例第 1 7 条第 3 項及び第 2 9 条において準用する場合を含む。 ) 又は市条例第 1 6 条第 4 項 ( 市条例第 1 7 条第 3 項及び第 2 9 条において準用する場合を含む。 ) の規定による届出は、代理人資格喪失届 ( 別記第 5 号様式 ) を市の機関に提出して行うものとする。

( 関係人の参加許可の手續 )

第 5 条 法第 1 7 条第 1 項、県条例第 1 7 条第 1 項又は市条例第 1 7 条第 1 項の規定により許可を受けようとする者は、聴聞の期日の 7 日前までに、参加許可申請書 ( 別記第 6 号様式 ) を主宰者に提出しなければならない。

2 主宰者は、法第 1 7 条第 1 項、県条例第 1 7 条第 1 項又は市条例第 1 7 条第 1 項に規定する許可をしたときは、速やかに、参加許可通知書 ( 別記第 7 号様式 ) を当該許可を申請した者に通知しなければならない。

( 文書等の閲覧の手續 )

第 6 条 法第 1 8 条第 1 項、県条例第 1 8 条第 1 項又は市条例第 1 8 条第 1 項の規定により資料の閲覧を求めようとするときは、資料閲覧請求書 ( 別記第 8 号様式 ) を市の機関に提出しなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭で求めることができる。

2 市の機関は、法第 1 8 条第 1 項、県条例第 1 8 条第 1 項又は市条例第 1 8 条第 1 項の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該閲覧を請求した者に通知しなければならない。この場合において、市の機関は、聴聞の審理における当事者及び参加人の意見陳述の準備を妨げることがないように配

慮するものとする。

- 3 市の機関は、聴聞の期日における審査の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合に、当該審理において閲覧させることができないとき（法第18条第1項後段、県条例第18条第1項後段又は市条例第18条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該閲覧を請求した者に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第22条第1項、県条例第22条第1項又は市条例第22条第1項の規定により、当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

（主宰者の指名）

第7条 法第19条第1項、県条例第19条第1項又は市条例第19条第1項の規定による主宰者の指名は、次項の場合を除き、法第15条第1項、県条例第15条第1項又は市条例第15条第1項の聴聞の通知の時までに行うものとする。

- 2 主宰者が法第19条第2項各号、県条例第19条第2項各号又は市条例第19条第2項各号のいずれかに該当することとなったときは、市の機関は、速やかに、新たな主宰者を指名し、その旨を当事者及び参加人に通知するものとする。

（補佐人）

第8条 法第20条第3項、県条例第20条第3項又は市条例第20条第3項の規定により補佐人の出頭の許可を受けようとするときは、聴聞の期日の7日前までに、補佐人出頭許可申請書（別記第9号様式）を主宰者に提出しなければならない。ただし、法第22条第2項（法第25条後段において準用する場合を含む。）、県条例第22条第2項（県条例第25条後段において準用する場合を含む。）又は市条例第22条第2項（市条例第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

- 2 主宰者は、法第20条第3項、県条例第20条第3項又は市条例第20条第3項の規定により補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、補佐人出頭許可通知書（別記第10号様式）により当該許可を申請した者に通知しなければならない。

3 補佐人の陳述は、当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、当事者又は参加人が陳述したものとみなす。

( 聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持 )

第 9 条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項の場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命ずる等適当な措置を執ることができる。

( 聴聞の期日における審理の公開 )

第 10 条 市の機関は、聴聞の期日における審理を公開する場合は、聴聞の期日及び場所を公告するものとする。この場合において、当事者及び参加人(その時まで法第 17 条第 1 項、県条例第 17 条第 1 項又は市条例第 17 条第 1 項の求めを受諾し、又はこれらの許可を受けている者に限る。)に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

( 陳述書の提出 )

第 11 条 法第 21 条第 1 項、県条例第 21 条第 1 項又は市条例第 21 条第 1 項の規定による陳述書の提出は、提出者の氏名及び住所、聴聞の件名並びに当該聴聞に係る事案についての意見を記載した書面により行うものとする。

( 聴聞の続行の通知 )

第 12 条 法第 22 条第 2 項本文、県条例第 22 条第 2 項本文又は市条例第 22 条第 2 項本文の規定による通知は、聴聞続行通知書(別記第 11 号様式)により行うものとする。

( 聴聞調書及び聴聞報告書の記載事項 )

第 13 条 法第 24 条第 1 項、県条例第 24 条第 1 項又は市条例第 24 条第 1 項の調書は、聴聞調書(別記第 12 号様式)によるものとする。

2 前項の調書の一部として、書面、図面、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書とする場合には、その旨を明らかにするものとする。

3 法第 24 条第 3 項、県条例第 24 条第 3 項又は市条例第 24 条第 3

項の報告書は、聴聞報告書（別記第13号様式）によるものとする。

（聴聞調書及び聴聞報告書の閲覧の手続）

第14条 法第24条第4項、県条例第24条第4項又は市条例第24条第4項の規定により調書又は報告書の閲覧を求めようとするときは、聴聞調書・聴聞報告書閲覧請求書（別記第14号様式）を、聴聞の終結前には主宰者に、聴聞の終結後には市の機関に提出しなければならない。

2 主宰者又は市の機関は、法第24条第4項、県条例第24条第4項又は市条例第24条第4項の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該閲覧を請求した者に通知しなければならない。

（聴聞の再開の通知）

第15条 法第25条において準用する法第22条第2項本文、県条例第25条において準用する県条例第22条第2項本文又は市条例第25条において準用する市条例第22条第2項本文の規定による通知は、聴聞再開通知書（別記第15号様式）により行うものとする。

（弁明書の提出）

第16条 法第29条第1項、県条例第27条第1項又は市条例第27条第1項の規定による弁明書の提出は、提出者の氏名及び住所、弁明の件名並びに弁明を記載して行うものとする。

（弁明の機会の付与の通知）

第17条 法第30条、県条例第28条又は市条例第28条の規定による通知は、弁明の機会付与通知書（別記第16号様式）により行うものとする。

2 法第31条において準用する法第15条第3項、県条例第29条において準用する県条例第15条第3項又は市条例第29条において準用する市条例第15条第3項の規定により掲示場に掲示する場合には、弁明の機会付与公示通知書（別記第17号様式）を掲示して行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（流山市建築基準法施行細則の一部改正）

2 流山市建築基準法施行細則（昭和62年流山市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（意見の聴取）

第4条 法に基づく意見の聴取に関しては、流山市建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和62年流山市規則第2号）の定めるところによる。

（流山市建築関係聴聞規則の一部改正）

3 流山市建築関係聴聞規則（昭和62年流山市規則第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

流山市建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則

第1条及び第2条中「聴聞」を「意見の聴取」に改める。

第3条中「聴聞」を「意見の聴取」に、「聴聞しよう」と「意見の聴取をしよう」とに、「聴聞通知書」を「意見の聴取通知書」に改める。

第4条の見出しを「（意見聴取会）」に改め、同条中「聴聞」を「意見の聴取」に、「聴聞会」を「意見聴取会」に改める。

第5条中「聴聞」を「意見の聴取」に改める。

第6条中「聴聞」を「意見の聴取」に、「被聴聞者」を「被聴取者」に改める。

第7条第1項中「被聴聞者」を「被聴取者」に、「聴聞」を「意見の聴取」に、「聴聞期日延期願」を「意見の聴取期日延期願」に改め、同条第2項及び第3項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第4項中「聴聞」を「意見の聴取」に、「被聴聞者」を「被聴取者」に改め、同条第5項中「聴聞通知書」を「意見の聴取通知書」に改める。

第8条の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「被聴聞者」を「被聴取者」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改める。

第9条（見出しを含む。）及び第10条第1項中「聴聞」を「意見の聴取」に改める。

第12条中「被聴聞者」を「被聴取者」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改める。

第13条第2項中「聴聞」を「意見の聴取」に改める。

第14条中「聴聞」を「意見の聴取」に、「聴聞会」を「意見聴取会」に改める。

第15条第1項中「聴聞会」を「意見聴取会」に改め、同条第2項第2号中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同項第3号中「被聴聞者」を「被聴取者」に改め、同項第4号中「聴聞」を「意見の聴取」に改める。

第17条中「聴聞」を「意見の聴取」に改める。

別記第1号様式中「聴聞通知書」を「意見の聴取通知書」に、「流山市建築関係聴聞規則」を「流山市建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則」に、「聴聞」を「意見の聴取」に、「聴聞期日延期願」を「意見の聴取期日延期願」に改める。

別記第2号様式中「聴聞」を「意見の聴取」に改める。

別記第3号様式中「収入印紙」を削り、「聴聞」を「意見の聴取」に改める。

別記第4号様式中「聴聞」を「意見の聴取」に改める。

別記第5号様式中「聴聞期日延期願」を「意見の聴取期日延期願」に、「流山市建築関係聴聞規則」を「流山市建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改める。

(流山市都市計画関係聴聞規則の廃止)

4 流山市都市計画関係聴聞規則(平成2年流山市規則第14号)は、廃止する。

5 この規則の施行前に改正前の流山市建築関係聴聞規則又は流山市都市計画関係聴聞規則の規定により通知された法令に基づく聴聞の手続に関しては、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月30日規則第4号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

## 別記

第1号様式（第2条第1項）

聴 聞 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

印

行政手続法第15条第1項  
次のとおり聴聞を行いますので、千葉県行政手続条例第15条第1項の規定により通知  
流山市行政手続条例第15条第1項  
します。

聴聞の件名			
予定される不利益処分の内容			
不利益処分の根拠となる法令の条項			
不利益処分の原因となる事実			
聴聞の期日			
聴聞の場所			
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地			
聴聞の主宰者	職名 氏名	聴聞の公開の有無	

- 備考
- 1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類若しくは証拠物を提出することができます。
  - 2 聴聞が終結するまでの間、不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
  - 3 聴聞の期日には、代理人を出頭させることができます。この場合には、委任状を提出してください。
  - 4 聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、補佐人出頭許可申請書を聴聞の期日の7日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
  - 5 やむを得ない理由がある場合には、聴聞の期日及び場所の変更を申し出ることができます。
  - 6 聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

第2号様式（第2条第2項）

聴 聞 公 示 通 知 書

行政手続法第15条第3項  
不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、千葉県行政手続条例第  
流山市行政手続条例第

項  
15条第3項の規定により、次のとおり公示します。  
15条第3項

なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつでも交付する  
るので申し出てください。

年 月 日

印

聴 聞 の 件 名	
不利益処分の名あて人 となるべき者の氏名	
不利益処分の名あて人 となるべき者の住所	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	
聴聞に関する事務を所掌 する組織の名称及び所在地	

この掲示を始めた日から起算して2週間を経過したときに、聴聞通知書の送達があつ  
たものとみなされます。

第3号様式（第3条第3項）

聴聞期日（場所）変更通知書

第 号  
年 月 日

様

印

流山市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第3条第2項の規定により次のとおり聴聞の期日（場所）を変更したので通知します。

聴聞の件名		
聴聞の期日（場所）	変更前	
	変更後	

第4号様式（第4条第1項）

委 任 状

年 月 日

様

住 所

氏 名

㊟

私は、次の者を代理人と定め、聴聞（弁明）に関する一切の行為を委任します。

聴聞（弁明）の件名	
氏 名	
住 所	

第5号様式（第4条第2項）

代理人資格喪失届

年 月 日

様

住 所

届出者

氏 名

㊟

次の代理人は、その資格を失ったので、

行政手続法第16条第4項  
行政手続法第17条第3項において準用する  
行政手続法第31条において準用する同法第  
千葉県行政手続条例第16条第4項  
千葉県行政手続条例第17条第3項において  
千葉県行政手続条例第29条において準用す  
流山市行政手続条例第16条第4項  
流山市行政手続条例第17条第3項において  
流山市行政手続条例第29条において準用す

同法第16条第4項  
16条第4項

準用する同条例第16条第4項  
る同条例第16条第4項

準用する同条例第16条第4項  
る同条例第16条第4項

の規定により届け出ます。

聴聞（弁明）の件名	
氏 名	
住 所	

第6号様式（第5条第1項）

参加許可申請書

年 月 日

主宰者 様

住 所

申請者

氏 名

Ⓢ

行政手続法第17条第1項  
次の聴聞に関する手続に参加したいので、千葉県行政手続条例第17条第1項の規定に  
流山市行政手続条例第17条第1項  
より許可して下さるよう申請します。

聴聞の件名	
利害関係の内容	

第7号様式（第5条第2項）

参加許可通知書

年 月 日

様

主宰者 ㊦

年 月 日付で申請のあった聴聞に関する手続への参加については、

行政手続法第17条第1項  
千葉県行政手続条例第17条第1項の規定により次のとおり許可したので通知します。  
流山市行政手続条例第17条第1項

聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	
聴聞に関する事務 を所掌する組織の 名称及び所在地	

第8号様式（第6条第1項）

資料閲覧請求書

年 月 日

様

住 所

請求者

氏 名

㊟

行政手続法第18条第1項

千葉県行政手続条例第18条第1項の規定により、次のとおり不利益処分の原因となる  
流山市行政手続条例第18条第1項

事実を証する資料の閲覧を請求します。

聴 聞 の 件 名	
閲 覧 し よ う と す る 資 料 の 名 称	

第9号様式（第8条第1項）

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

主宰者 様

住 所

申請者

氏 名

㊟

行政手続法第20条第3項  
次の聴聞について補佐人とともに出頭したいので、千葉県行政手続条例第20条第3項  
流山市行政手続条例第20条第3項  
の規定により許可して下さるよう申請します。

聴聞の件名	
補佐人の氏名	
補佐人の住所	
補佐する事項	

第10号様式（第8条第2項）

補佐人出頭許可通知書

年 月 日

様

主宰者

㊟

年 月 日付けで申請のあった、補佐人ともに出頭することについて  
行政手続法第20条第3項  
は、千葉県行政手続条例第20条第3項の規定により次のとおり許可したので通知します。  
流山市行政手続条例第20条第3項

聴聞の件名	
補佐人の氏名	
補佐人の住所	

第 11 号様式 (第 12 条)

聴 聞 続 行 通 知 書

年 月 日

様

主宰者 ㊟

行政手続法第22条第2項  
次のとおり聴聞を続行するので、千葉県行政手続条例第22条第2項の規定により通知  
流山市行政手続条例第22条第2項  
します。

聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	

第12号様式（第13条第1項）

聴 聞 調 書	
年 月 日	
主宰者 職名 氏名	
㊦	
聴聞の件名	
聴聞の期日	年 月 日
聴聞の場所	
出頭した当事者 （代理人・補佐人）の 住所及び氏名	
出頭した参加人 （代理人・補佐人）の 住所及び氏名	
出頭しなかった当事者の 住所及び氏名並びに出頭 しなかったことについて の正当な理由の有無	
出頭しなかった参加人の 住所及び氏名	
市の機関の職員の 職名及び氏名	
市の機関の職員の 説明の要旨	
当事者、参加人、代理人 及び補佐人の陳述の要旨 （提出された陳述書にお ける意見の陳述を含む。）	
証拠書類等の標目	
その他参考と なるべき事項	

第13号様式（第13条第3項）

聴 聞 報 告 書

年 月 日

様

主宰者 ㊟

行政手続法第24条第3項  
次の聴聞が終結したので、千葉県行政手続条例第24条第3項の規定により報告します。  
流山市行政手続条例第24条第3項

聴 聞 の 件 名	
不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の主張並びにその理由	
主宰者の意見	

第 14 号様式（第 14 条第 1 項）

聴聞調書・聴聞報告書閲覧請求書

年 月 日

様

住 所

請求者

氏 名

㊦

行政手続法第24条第4項

千葉県行政手続条例第24条第4項の規定により、次のとおり聴聞調書又は聴聞報告書

流山市行政手続条例第24条第4項

の閲覧を請求します。

聴聞の件名	
閲覧しようとする書類の名称	

注 聴聞の終結前には当該聴聞の主宰者に、聴聞の終結後には市の機関に  
請求すること。

第 15 号様式 (第 15 条)

聴 聞 再 開 通 知 書

年 月 日

様

主宰者

㊟

行政手続法第25条において準用する同法第22条第2  
次のとおり聴聞を再開するので、千葉県行政手続条例第25条において準用する同条例  
流山市行政手続条例第25条において準用する同条例

項  
第22条第2項の規定により通知します。  
第22条第2項

聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	

第 16 号様式 (第 17 条第 1 項)

弁明の機会付与通知書

第 号

年 月 日

様

印

行政手続法第30条第1項  
次のとおり弁明の機会を付与しますので、千葉県行政手続条例第28条第1項の規定に  
流山市行政手続条例第28条第1項  
より通知します。

弁明の件名	
予定される不利益処分の内容	
不利益処分の根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	
口頭による弁明の機会付与の有無	
口頭による弁明の機会付与の日時	
口頭による弁明の機会付与の場所	

第 17 号様式（第 17 条第 2 項）

弁明の機会付与公示通知書

不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、  
行政手続法第31条にお  
千葉県行政手続条例第  
流山市行政手続条例第

いて準用する同法第15条第3項

29条において準用する同条例第15条第3項の規定により、次のとおり公示します。

29条において準用する同条例第15条第3項

なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、弁明の機会付与通知書をいつ  
でも交付するので申し出てください。

年 月 日

印

弁明の件名	
不利益処分の名あて人 となるべき者の氏名	
不利益処分の名あて人 となるべき者の住所	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	
弁明に関する事務 を所掌する組織の 名称及び所在地	
口頭による弁明の 機会付与の有無	
口頭による弁明の 機会付与の日時	
口頭による弁明の 機会付与の場所	

この掲示を始めた日から起算して2週間を経過したときに、弁明の機会付与通知書の  
送達があったものとみなされます。

## 別記

第 1 号様式 ( 第 2 条第 1 項 )

第 2 号様式 ( 第 2 条第 2 項 )

第 3 号様式 ( 第 3 条第 3 項 )

第 4 号様式 ( 第 4 条第 1 項 )

第 5 号様式 ( 第 4 条第 2 項 )

第 6 号様式 ( 第 5 条第 1 項 )

第 7 号様式 ( 第 5 条第 2 項 )

第 8 号様式 ( 第 6 条第 1 項 )

第 9 号様式 ( 第 8 条第 1 項 )

第 1 0 号様式 ( 第 8 条第 2 項 )

第 1 1 号様式 ( 第 1 2 条 )

第 1 2 号様式 ( 第 1 3 条第 1 項 )

第 1 3 号様式 ( 第 1 3 条第 3 項 )

第 1 4 号様式 ( 第 1 4 条第 1 項 )

第 1 5 号様式 ( 第 1 5 条 )

第 1 6 号様式 ( 第 1 7 条第 1 項 )

第 1 7 号様式 ( 第 1 7 条第 2 項 )